

平成26年度
第2回大阪府子ども施策審議会

日 時：平成26年11月27日（木）
午前10時～正午
場 所：プリムローズ大阪 高砂

【事務局】

(議事1について説明)

【会長】

はい。ありがとうございました。ただ今のご説明に、ご意見はございませんでしょうか。

【委員】

設置そのものについては、意見はなくよろしいかと思いますが、これは認可部会ですので、新たに申請が挙がったものを認可していく部会ということになれば、認可基準と言いますか、移行特例のいわゆる幼稚園から認可される場所、保育所から認可される場所、そのところの移行特例の解釈のところも、この認可部会でされるのでしょうか。それともほかの組織というか、一つの場所があり、それに基づいて認可部会はそれぞれ粛々と認可をするか、しないかの判断をするだけなののでしょうか。少しそのところのご説明をいただきたいと思います。

【会長】

はい。よろしく申し上げます。

【事務局】

はい。その移行特例と新たに認可する際の審査基準、ここにつきましても、この部会でご議論いただければと思っております。そのような意味では、実際に認可の審査をしていただく前の段階で、一端、お集まりいただいて、そのような意見交換をしていただく場を設けさせていただいて、スムーズに審査が進むようにしていきたいと思っております。

【委員】

そうしましたら、新たな認可基準については、国に定められておりますが、移行特例については、いわゆる国でQ&Aなどに出てきている部分とそこに出てきていない部分は、いわゆる大阪府独自のこの部会で決めていって良いということでしょうか。

【事務局】

はい。そのように考えております。

【会長】

はい。ありがとうございました。

【委員】

部会の件ですが、政令都市と中核市というのは、大阪府にいくつかございますが、一般市と政令中核市との中で、さまざまな権限が変わってきておまして、特に政令中核市については、幼保連携型認定こども園についての認可権限を有していて、一般市とそこは変わってまいります。

それで、スタンダードが二つできるというか、三つできるというか、四つできるというか、各政令市、中核市の権限による認可と、私ども大阪府内のこの部会で認可するものと、スタンダードが変わってきたりする可能性があり、その整合性を今後度のようにとっていくのかということが、非常に大きな課題になってくるかと思います。

それと各市町村が独自に認可できる認定こども園の類型もありまして、そのようなものも、どのような形で大阪府の部会に反映させてくるのかという。広域行政としての全体の形を、どのように俯瞰させていただけるのかということが、今後、非常に大切になってくるかと思います。

今現在は、子どもを入れる器が足りない。供給量が足りない状況ですが、平成29年ぐらいからは、供給量が需要量を上回る可能性も当然、出てきまして、むやみやたらにたくさん施設ができることで、過激な争奪戦が繰り広げられないのかどうかという。子どもたちや保護者にそれが迷惑になったり、質の低下を招いたりということにならないのかということも、きちんと担保しなければいけないということから、その辺りの市町村との連携、それから基本的な認可基準の整合性の取り方、その辺りいかがでしょうか。

【会長】

はい。事務局お願いします。

【事務局】

はい。ご心配、ご指摘はごもっともだと思いますので、その点も留意して、この部会の運営をしていきたいと思えます。市町村とは情報交換を常にさせていただいております。最終的に全部一緒にできるのかというところは難しいところがありますが、極力、府内は同じ基準でできるようにしていきたいと思っております。

【会長】

ありがとうございました。内容に踏み込んだご質問だったかと思いますが、そのようなことを踏まえて、広域行政の問題、それから、先生からの移行特例のことも、この新しい部会で検討していくというご回答でよろしいでしょうか。ありがとうございます。ほかはよろしいですか。ないようでしたら、本日の、この審議会運営要綱を改正して、幼保連携型認定こども園認可部会について、設置することといたします。

それでは、議事2の「大阪府子ども総合計画」について、事務局より、ご説明をお願いします。

【事務局】

(議事2について説明)

【会長】

はい。ありがとうございました。非常に盛りだくさんの内容を短時間でまとめていただきました。11時半ぐらいを目途に、皆さんから意見交換をさせていただきたいと思っています。30分ほどですが、順次忌憚のない意見をお願いいたします。

【委員】

失礼いたします。まず、2点の視点から順に申し上げたいと思いますが、資料1に概要をまとめていただきましたこの良い循環というところが、第4章の下の矢印のように、若者が自立でき子どもを生き育て、成長できる社会という形で、いわゆる正のスパイラルで、本当はこれが円柱になって、スパイラルに上がっていく図がイメージされているものであろうと思いますが、そのときの一つの視点としまして、子どもが成長できる社会のところの重点施策、幼児教育・保育・子育て支援に関わる人材の確保及び資質の向上、これにしまして、意見を申し上げたいと思います。

切れ目のない支援をめざしますというのが、基本的な視点であろうかと思いますが、ご説明がありました事業計画（案）、資料3の30ページです。ここのところが幼児教育・保育に関わる人材の確保と資質の向上に関するところですが、30ページには、いわゆる幼保に関する資質の向上というところが示されているかと思いますが、次の31ページに、小中学校ということで、つまりこの30と31の間なのです。切れ目がないというのは、幼小の接続の部分の資質の向上というものが、このページをめくるとずっと入ってくるのですが、実はこのすき間にあるところが、今、最も幼小の接続の部分の理解が進まないところで、専門性の一つと言われているところかと思っています。そこが少し見えないのかと思います。

家庭教育は連続しているのですが、それを育てる側の意識、あるいは質が連続していないというところを、大阪府としてどのような、例えば今、30ページを開けていただいているとしますと。フォーラムや教育機会を通じてということに、就学前後をつなぐということが、文言として何らかの形で示されるということも必要ではないかと感じます。

それから、ページ数で言いますと35ページのところは、就学前後の中の保護者が最も不安となり支援を要するところは、放課後児童の対応ということで、ハード面につきましては、このような場が設定されていますが、事業面のところに、高齢者による子育て支援の推進とありますが、キャリア教育の視点とも関連しますが、ここに高齢者という文言は出ておりますが、実際、これに関わる若者を育てるという視点についても、必要な視点ではないかと思っています。

いわゆる子どもに関するボランティアの人材の参画という文言はあるわけですが、キャ

リア教育の視点からも、専門性に関して、放課後児童に関わる資質という面も広げていくことが、人材育成としてあっていいのかと思います。

また関連として、88ページにイメージ図が示されております。事前にいただいた資料では、少し学校という表記があり曖昧だったのですが、ここでは特に、学校側の中心が小学校・中学校（高校生）という場が、プラットフォームの核となるという示し方なのですが、この図におきましても、イメージ図というのは、ある意味、理解しやすい。また、反面、誤解も招きやすいというところもありますが、この面でも抜けているとすれば、やはり幼児教育とのつながりの部分が、放課後児童クラブというところに、保護者、家庭教育の面からも不安の解消であり、これを充実させていくという活用、そして、小中学校の下を支える幼児教育とのつながりの連携ということについても、示していく必要があるのではないかと考えております。

これは幼小接続の視点から、そして、キャリア教育の中に、そのような専門性に関わるところも、入れていく必要があるのではないかと考えるところです。子どもに学力を付けるということは、自分を豊かにすることでありますが、究極は、その豊かにするということは、自分を育ててくれた環境をも豊かにする力を付けるということだと思います。

そのような点では、やはり学校という区切りの校種別という考え方とともに、一番弱い部分である幼児教育から小学校以降につなげる部分を、もう少し見える形で府民に示すということが、この基本的視点にあります分断されることのない切れ目のない支援ということにも、また、含まれてくるのではないかとと思われるところです。以上幼小の視点、キャリア教育の視点から、この図の中、また、文言の中に触れていく必要があるのではないかということについて、意見を申し上げました。以上です。

【会長】

ご意見ありがとうございました。今のところに関連する箇所でございますでしょうか。幼小のところ、それから人材育成、キャリア教育の辺りです。

【委員】

どの箇所ということはないのですが、私も、切れ目のない支援を考えたときに、そこをつなぐ人材というものが必要だろうということ、それはそれぞれの組織、例えば保育所・幼稚園から認定こども園、その中で働く人たちと小学校・中学校・高校で働く職員、教職員ということもあると思いますが、それを支える体制づくりであるとか、そこは地域でバックアップしていくシステムであるとか、そこをつなぐ人材を育成するという観点を、ぜひ、どこかに明記していただければいいなと感じました。

【会長】

ありがとうございました。それでは、事務局から特に回答という場面ではないと思いますので、意見を出していただくということで、ほかの視点でいかがでしょうか。

【委員】

資料3の40ページなのですが、青少年の健やかな成長の促進という部分で、人材育成にも通じるのかもしれませんが、少し意見を述べさせていただきたいと思います。青少年リーダー養成講座というものが、現在、青少年課を中心に開催されておりまして、私ども府子連のほうからも職員の派遣をさせていただいているところです。大阪府下43市町村、各市町村でそれぞれのボランティアリーダーがそのようなことをされていまして、当然、活動が活発なところそうでないところ、ずいぶん温度差がございます。うまくいっているところは、年代別にどんどん若い世代につながっている。

例えばですが、羽曳野市は、今、青年のリーダーがたった一人になってしまいまして、来年につながらなくなっている現状がありますとおっしゃっていました。そして、大東市さんなどは、青少年協会という協会を立ち上げておりまして、その協会を中心に、青少年リーダーを育てながら、次の世代へとどんどんつながっていくという施策をされています。

各市町村で本当に温度差があるという現状なのですが、その大阪府下、青少年リーダーの皆さんに、先日、府子連の事務局にお集まりをいただいて、いろいろお話をさせていただいたのですが、実際の彼らの本音を言いますと、集まる場所がない。5年ほどになりますが、青少年会館がなくなりました。能勢のキャンプ場もなくなりました。この計画の中には、青少年の健やかな成長を促進するというきれいな文言はありますが、青少年会館がなくなったことにより、各市町村の青少年のリーダーが指導に対して交流する場がない。会議をすることもできないという現状があります。

そして、この青少年の指導を行うキャンプ場であるとか、青少年のための施設というものが、どんどん少なくなってきていまして、あるところは指定管理になって、なかなか自由に使うことができないとかいう現状がございます。この青少年のリーダーを養成するために、力を入れていきますということなのですが、この計画と実態が乖離しているという思いがあります。この一番最後に、公共建築設計コンクール、あすなろ夢建築事業、これで候補の建物のアイデアを募集して事業化を図るということなのですが、これは、ぜひ実現していただいて、青少年会館のようなものが、再びできることを願っています。以上です。

【会長】

ありがとうございました。この関連でございませうか、では、ほかの視点でも、ご意見があれば。

【委員】

方向性としては大きく異論はないのですが、一つ気にかかりましたのが、大阪府の計画であるということで、政令指定都市、大阪市、堺市の部分まで、数字目標の事業計画のところでは入れ込んでいるのですが、具体的に本体計画のところ等の中で、市、あるいは堺市の事業名等の書き込んでいないところが少し気になりました。

例えば子どもの虐待対策でいきますと、子ども家庭センターという書きぶりで進めていますが、これは大阪府の児童相談所の書きぶりです。大阪市、堺市とも名称が違いますので、一般名称の児童相談所ということにするのか。例えば事業計画（案）の23ページで、児童虐待に対する相談対応等のところで、大阪市も非常に素晴らしいことをやっておりますし、全部が大阪府の計画であるならば、やはり政令指定都市の部分も踏み込んで書くべきであろうと。特に図になります。そのところが見えてくるところで、44ページの子ども若者が再チャレンジできる仕組みのところでも、例えば丸の左側のところです。このころの健康総合センターというのも、これも大阪府の言い方です。ですので少し整合性を、政令指定都市の部分まで書き込む計画であるということは、この位置づけで明確になっているのであれば、書き込んでいただきたいということが一つお願いです。

それから、あと、いろいろな調査をされていまして、それに基づいた内容を進めていっているわけですが、本体計画（案）のところ、例えばいろいろな調査を行ったところを引用しておりますが、どのような年代の子どもをお持ちの保護者にやった調査なのかとか、それから、インターネット調査というのは、本当はかなり恣意的な回答をする方によって内容が変わってくるところがありますので、ぜひ、そのプロフィールです。調査の回答した方の背景、そのところを簡単な表でいいわけですから書き込んでいただいて、これだけのものを言うからには根拠がある。実態に基づいて出しているのだということを、明確に少し前のほうで書いていただきたいと思います。

最後ですが、例えば24ページのところで、これは本当に例なのですが、真ん中のところで、親子で気軽に遊びに行ける場が最も多くとかいうことを書いてありますが、それが25ページのところの、引っ張ってきているところのデータでは、その文言が全くないのです。調査等に基づいて施策を進めていくには、その調査で聞いた言葉が何パーセントであってという書きぶりでなければいけないというように、根拠があるものにはならないと思いますので、少し書かれている内容と整合性がないですし、あと、関連データというタイトルもずっと出てきますが、やはりこれは図1、2でどここの部分を引用しているのかということが、明らかに分かるようにしたほうがいいのではないかと思います。少し広い視点と細かい視点とさまざま申し上げました。よろしく申し上げます。

【会長】

ありがとうございました。最初の点だけ少し確認したほうがよさそうですが、ここに大阪市等、政令市まで書き込むという点について、事務局はいかがでしょうか。

【事務局】

計画の対象を、政令中核を除くということではないのは、そのとおりです。その上で、どこまで整合できるのかというのは、検討させていただきたいと思います。

【会長】

はい。ありがとうございました。最後は事務局に、総括的にコメントをお願いしたいと思いますが、ほか、皆さまの視点でいかがでしょうか。

【委員】

事業計画の71ページの保育に従事している人たちの確保や資質の向上というところで、ここに一定、平成29年度ぐらいには、需給のバランスがある程度整うのではないかとこの予測が書かれております。ただ、平成29年度に最大1500人の保育教諭、保育士数が不足すると書かれておまして、平成29年度からは、少し子どもの数が減っていくという見込みもありますので、この辺りでお考えなのかと思いますが、これは、私は離職している保育士、幼稚園教諭という観点が入ってないのではないかと思います。

養成大学、専門学校等はたくさんあるわけですが、養成数、誰も辞めなければ、実は定員を上げたところの園に人が行くだけであり、あとは就職先がないというのが現実なのだと思いますが、養成しても、養成しても、どんどん離職していつているという現状のことが、実はここには書かれていません。

それで、保育士は、厚生労働省の施策で待遇処遇を上げるということで、一定の補助が出始めて、今、2年になりましたでしょうか。年額でだいたい10万円とか十何万円プラスアルファの人員費補助が、実は保育所には出ております。ただ、今回、保育教諭という形になり、実は幼稚園で働いている幼稚園の教諭には、その手当はあたらぬのです。今、厚生労働省の出している手当はあたらぬのです。

名称は保育教諭ということになって、幼稚園で働いている幼稚園教諭の方々も、保育士をお持ちの方がほとんどです。働いている場所は幼稚園で、長時間の保育、預かり保育等に従事している人がいるにもかかわらず、保育所のほうの保育士にだけしか、今現在はあたらぬということなんです。

保育園が幼保連携型の認定こども園や保育園型の認定こども園をやったときに、一部の子どもがその園に入ります。そのようなときには、幼稚園に来ている同等の子どもいる施設で働く保育士にだけ手当が加わって、そして、学校法人等の幼稚園で働く者にはその手

当が来ないという。非常に狭間の部分で、ハンディキャップがそこで出ています。

このようなことについて、離職の問題と絡めて考えたときに、どのようになるのかという問題、それから、やはり非常に短い年度でどんどん人が辞めていく原因は何なのかということ、いろいろなことが考えられます。もちろんその園での人間関係などの問題で離職する者もおりますでしょうし、それから労働の質の問題のことで、例えば保育園は早出と遅出があり、明星、夜星と言いますか、朝出ていくときも星が出ていて、帰るときも星が出ているという形で仕事をしなければならない部分に、耐えきれないということもありますでしょうし、学級担任制ではなくシフト制なので、自分の担当しているクラスの子どもが全員集まったときにずっといることができないとか、さまざまなシフト制の中で問題点も、労働の質の問題です。このような問題もあります。

小学校の先生、中学校の先生は、放課後児童クラブの担当はなさいません。しかし、幼稚園の先生の中にも一部、正規の2時までの保育が終わったあとにも、預かり保育を担当していたりする先生がいたり、やはり労働の質の問題も、子どもがいるのが長時間化してきているということで、非常に大きな問題が今後も、特に認定こども園化で長時間滞在する園児が増えれば増えるほど、従来の保育園が持っていた非常に大変な問題を、幼稚園もかぶっているということです。そのようなことが起こるといことも考えると。この71ページの問題は、非常に深いというか悩みが多い問題でして、ただ単に数が足りませんということで、片づけてはいけないのではないかと感じています。

【会長】

ありがとうございました。書きぶりですれば、この71ページをもう少し分厚く、今おっしゃられたようなことも含めて、書いたらどうかというご提案だと思ってよろしいでしょうか。これは、先ほど先生からも出ていましたが、調査結果の載せ方の問題もありますが、大阪府で潜在保育士の調査もされていますので、その辺も離職の理由とかも確か聞いていたように思いますが、その辺を織り込みながら入れればどうかということで、ありがとうございます。ほかに関連して、ご意見ありますでしょうか。

【委員】

すみません。今のことに関連しまして、平成29年度制に、いわゆる保育士・保育教諭が確保される見込みと書かれていますが、それに合わせて、前段階でも出ていなかったかと思いますが、マスコミ等に出ておりました。いわゆる保育士試験の2回実施、これがいわゆる今の計画であれば、平成28年度から実施されるようなことをお聞きしておりますが、その計画が人材確保のところには書かれていません。それとその反面、平成29年度になれば、確保が充足するということになれば、その整合性というものは、いかがなもの

かということで、ご質問させていただきたいと思います。

【会長】

はい。ありがとうございます。関連してほかにもございますか。今の点は質問ということで、保育士試験が2回になるということとの関連です。お願いします。

【事務局】

保育士試験の2回実施につきましては、まだ少し先行きが見えないところもございます。ご指摘のように書き込めておりません。また、そのように書き込んだ場合、このページの記載はどのようになるのかということも含めてのご質問だと思いますが、試験の行方が定まったことと諸般の事情を合わせまして、書きぶり、先ほどの先生のご指摘も含めまして考えたいと思います。

【会長】

ありがとうございました。では、ほかの視点ではいかがでしょうか。はい。お願いします。

【委員】

はい。私のほうは、資料3の48ページです。ワークライフバランスの実現というところで、少し日頃、感じることをお話しさせていただきたいと思います。ここでは、現状と課題のところに、30代、40代の男性を中心とする長時間労働により、子育ての負担が女性に偏る傾向がありますということで、最近、私どものほうは派遣型の幼児保育、ベビーシッター、家事代行をさせていただいておりますが、やはり国が女性の活躍支援ということに力を入れている関係上で、ワーキングマザーであっても管理職という女性が非常に増えてきています。

そうしますと非常に帰宅時間が遅くなってしまっていて、本当に依頼がある方は、週に5日お母さんは10時、11時まで残業という形で、お父さんもお母さんも帰ってこなくて、私どもの代行の会社が夕食をつくって食べさせて寝かせるというような依頼が、非常に増えてきています。このページでは、下のところでも働き続けやすい職場環境整備のところの2行目で、男性の長時間労働の見直しとありますが、やはり男性だけではなく、国の動きとして、女性もまた長時間労働になってきていますので、その両面で書いていただければと思います。

もう一点、最近、増えている相談として、やはり男性のイクメンになりたいという趣向がすごく増えていることを感じてしまっていて、男性であっても短時間勤務を取りたいと言えば、やはり上司に反対されたとか、やはり女性が働き続けやすい環境づくりということもありますが、子育てに関わりやすい男性を、職場として認めて応援していこうというもの

に關しての意識改革というようなところにも、力を入れていくことが大切、女性は、もしかしたら帰りが遅くなるかもしれないですが、その家庭では男性は定時で早く帰って、子育てしたいかもしれないので、男性が長時間、女性が単に働き続けると決めつけるのではなくて、両方あるという視点で、少し書いていただければ嬉しいと思います。以上です。

【会長】

ありがとうございました。関連して、はい。どうぞ。

【委員】

子どもの貧困についてですが、先ほど先生がおっしゃったように、一番先に、女性が希望するこれからの就労のあり方というアンケートで、ただ、女性をひとくくりにして数字を出されるというのは、非常に辛いところがありますが、やはりそこには何らかの注釈なりそのデータのどのような分布部分なのかということ、やはり入れていただかなければ、それが全てと思われる現実との差があるように思います。

子どもの貧困で、学校で学ぶ間、子どもが自立するまでのいろいろな支援は考えられておりますが、子ども自身がその支援で、それは子ども全体が豊かな気持ちで学ぶということが、当然、必要であるべきだと思いますが、子ども自身にそこでお金が入ってくるわけでもないですし、やはりいつも言うように家庭なのです。

ひとり親家庭で数字が出ていますように、54%の働いているお母さんが貧困層のラインで働いている。これを解決しない限り絶対に子どもの貧困は直らないと思いますし、確かに企業の、今、おっしゃられたように、女性も男性も同じような条件で働かなければ仕事できません。だからそれに関して、本当に徹底的に何か支援の策をもう少し具体的に出せないものかと思います。

それと子どものことで、先ほどのすき間をなくという話ですが、私が非常に気になるのは、中学校を卒業してすぐに就職している人、要するに進学していない人のパーセンテージが非常に低い、もちろん低くて結構なのですが、全国でも8%で、このあいだ見ていたときに、大阪府で2%ぐらいですか。だから全国の平均で中学を卒業後、就職している人が8.何パーセントと出ていましたが、100人で就労しているのが8人です。その人たちの状況をもう少し何か調べてみるというのか、普通みんなが一生懸命学習の道に進んでいるときに、その100人の中の8人の子どもは社会へ出て働いている。働いているのか、本当にきちんと進められているのか。その辺がすごく気になるのです。

中学を卒業のまま、低い学歴のまま社会の中でずっと生きていくという。その子たちが立派にやっているのか、その調査とともに、高校までがほとんど義務教育化していますので、将来像としては、高校の教育を義務化して、その代わりにいろいろな選択肢、専門

学校の専門的な教育、いろいろな特殊教育とか、いろいろな分野を広げた高校教育というものを、考えていただければと思います。それともう一つは、少なくとも小学校に入学のときに、籍はありながら子どもの存在、どこにいるか分からないという。あの大きな数字が非常に気になります。そのときに、徹底的に調査していただきたいと思います。おそらくこれも貧困から出てくる原因であるということが多いと思いますので、そのようなことも少し細かいことですが、今回のこととは別にしても、考えていただきたいと思います。

【会長】

ありがとうございます。

【委員】

少し先に退出しますので、お先にすみません。意見だけいいですか。一言お願いしたいと思います。やはり貧困から抜けるには、教育機会の提供、教育というのはスポーツから音楽も含めて広い教育機会の提供、教育の充実が非常に大切だと思います。特に今は大学、あるいは専門学校で親の関係で進学できない、あるいは途中でやめざるを得ないという方がたくさんおられると聞いています。そういう意味では、私自身も本当に微力ですが、大阪府育英会の少しお手伝いもさせていただいていますので、ぜひ、中に入っているの分かってはいますが、奨学金制度の充実を、世界の特に韓国に負けないくらい立派な奨学金制度を充実していただければという。一つお願いです。以上です。

【会長】

ありがとうございました。今、貧困に絡めてご意見をいただいています、貧困がらみでお願いします。

【委員】

子どもの貧困という一つの切り口が、今の子ども施策の10年間の基本計画を立てていく上でも、非常に大きなものだ。やはり委員の皆さんと同じように感じています。今回の案に関しましても、少し長いですが、計画策定部会のほうで、実はこの問題はすごく大きな問題なので、もう少し扱いをはっきりさせるという提言がありまして、第4章に改めてこの子どもの貧困対策の計画の章をつくったということも少しお聞きしています。

とにかく子どもの貧困という問題は、現在のように、所得の格差が広がって、先ほども説明がありましたが、相対的な貧困率が16.3%、17歳以下の子どもの16.3%は、年間可処分所得が基本的に225万ぐらいということなのです。そのような家庭の中で生活をしている。その子どもの貧困問題というのは経済の問題だけではなくて、本当のという言い方は言いすぎかもしれませんが、最たる貧困というのは虐待環境にあると考えています。

例えば虐待されているような家庭で生まれ、その成長発達過程で過ごしているという子どもたちなのです。もちろんその身体虐待、ネグレクト、性虐待、そして経済的なことも、やはり虐待と言われていまして、その中で障がいの問題があったり、発達の問題があったり、あるいは人間関係の問題、コミュニケーションの問題等々ある。やはりそのところを重点的に、何か対応していかない限り、今の大阪府下にあるさまざまな子どもに関する問題というのは、根本的になおっていかないということです。

その生活保護、子どもの貧困の問題というのは、まさに、ライフサイクル全てにおいて、関わりのあることですが、やはり生活保護受給家庭に育った子どもが、さらに大人になったときに、さまざまなことを集積した結果として、また、生活保護を受けるようなことになる確率が高いという数値があるとすれば、やはり世代で引き継がれるような生活保護というものを切るためには、子どものときが大切ということです。

子どものときに何とかそこで止めなければいけない。経済保証と教育保証と言いますか、経済支援は単に奨学金です。やはり低所得の世帯の子どもの奨学金は返さなくてもいい。給付型の奨学金にしないと、借金しながら何とか学校を出たけれども、返していくということは非常に難しいということも審議されているということですから、やはり何とか給付型のことを、これは、なかなか国は今の財政ではできないわけですが、そのようなことを念頭に置いて大阪府は率先して、そこをめざしていくようなことを、ぜひ、考えてほしいということもありますし、その学生のボランティア、あるいは社会人、高齢者、さまざまな方が今、生活保護の世代の子どもたちの学習の場を支援するとか、学校に行って放課後支援をすることということも始まっています。NPOなども、一生懸命力を入れてやっています。

そのようなことも積極的に大阪府としても取り込んで、そのようなものを施策化してほしいと思います。それから、虐待の問題で気になるのは、行方不明の世帯です。法定健康診断に来ないとか、学校でも行方不明になっている子ども、そのようなところをきちんと追跡しながら、研究しながら対応していくということ、府下の地域の中で徹底してやっていくようなモデルをつくっていく。そのようなことが府下の自治体でもかなりたくさんやられているところが出てきています。

ただ、熊取町などのホームスタートというのは、イギリス発祥のNPOですが、それを取り入れてボランティアの方々が集まって、この辺り少し苦勞しているという方々のところに家庭訪問で行くのです。週に1回、2時間ぐらい行って、それで家事を一緒にやったり、話し相手になったり、相談したり、これは、ボランティアはなかなかいないだろうと思うかもしれませんが、結構いらっしゃる。すぐ家に入って仕事をされる。

それを行政の養護児童対策連絡協議会とも提携しながら、虐待予防という形でうまく機能させて、そのようなことが本当に力になる実践がさまざまありますので、それを吸い上げて大阪のモデルとして、大阪府の施策として、施策のパッケージをつくって、これを計画的にやっていくのだというようなものを、少しこれから出てくることを期待しています。

【会長】

ありがとうございました。お時間のないなか、子どもの貧困に関してご意見をたくさんいただきました。実は先ほど先生もご紹介くださいましたが、計画策定部会でも子どもの貧困のところで、全然、時間が足りないくらい横断的に関わっていますので、できれば推進検討会議みたいな形で、何らかの形で、この子どもの貧困のことを、議論できる場が必要ではないかという意見もその場で出ていました。私の意見としても、改めてここで出させていたいただきたいと思います。

先ほど虐待と貧困も、いろいろなことが関連するとおっしゃられたのですが、大阪府は虐待が1位であり、貧困が1位であり、暴力行為が1位になっているという。全てつながっていくことですので、ぜひ、そこを検討していくような場を、何らかの形でできないかという意見が出ていました。

同じく88ページの学校プラットフォームの図も、また、皆さまの意見、パブリックコメントで受け止められたり、ファクスとか、皆様のご意見も先ほど出ておりましたが、図になると独り歩きするということとか、いろいろなこと、今おっしゃられたことをうまくつながっていく図にしていくということも、ある意味では学校プラットフォームだけ特化するのではなく、全体的な図が必要かもしれないと思いながらお聞きしました。

先生が今8%とおっしゃったのは、0.8%と訂正してほしいとおっしゃってくださったのですが、その中学卒で働いている子どもとか、「子ども・若者支援推進法」であるとか、要保護児童対策地域協議会などの、虐待のほうの仕組みであるとか、そこをうまく網羅するような形で、いろいろなものが関連しています。それから「生活困窮者自立支援法」も、先ほどご説明がありましたように始まってきます。そこも児童も関係しますので、計画の中で、どこまで載せていくのかということはあるのですが、とりあえず推進していく委員会とか、検討する場をつくれないう意見は、ここだけではとても足りないのではないかと思いますので、申し上げたいと思います。

それから、先ほど皆さんの意見、例えば女性の話も企業側のお話も出ました。私の意見としても一つ、女性の賃金の問題です。結局、子どもの貧困で、ひとり親家庭が54%というご報告をされましたが、つまり女性の賃金が低いということです。働いている女性のほうが、働いていないひとり親家庭よりも、貧困状態だということが報告されています。

その辺も、何らか女性の賃金の問題も書き込めないのかと思います。

以上、皆さんからたくさんのご意見をいただき、これを踏まえて、事務局のほうでもう一度精査して、書き込みをしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは時間の関係で先に急がせていただきます。先ほど申し上げた今日言い足りなかったことは、ぜひ、皆さん事務局へのファクス等で、ご連絡いただければと思います。

それでは、議事3のその他をお願いいたします。

【事務局】

(議事3について説明)

【会長】

それでは4番の報告にいきたいと思います。まず、1番です。新制度の施行準備の状況についてお願いします。

【事務局】

(報告1について説明)

【会長】

はい。ありがとうございました。3つの報告のあと、皆さんにご質問をいただきたいと思います。報告2、それから報告3、続けて事務局よりご説明をお願いします。

【事務局】

(報告2・3について説明)

【山野会長】

はい。ありがとうございました。時間のないなかでご説明いただきました。皆さんのほうからご質問、ご意見ございませんでしょうか。

【委員】

いろいろいただいているのですが、保育園も最近は、子どもの声が騒音と言われる社会になってきていまして、それが、ただ、このような障がい、昔は高齢もそうだったのですが、施設やグループホーム等ができる、やはり地域の反対というものも大変ございます。そのようななかでグループホーム、このような計画を立てられるときは、できればどうか、以前にも増して広報・啓発活動を、地域の方だけではなく、市民、府民、皆さんに社会的養護はどのようなのだとか、今の虐待の啓発活動と同じようなレベルで、引き上げていただければありがたいかと思います。以上です。

【会長】

はい。ありがとうございました。

【委員】

先ほどの子ども総合計画とも関連するのですが、良循環というのか、循環ですからどこ

から始まっていいわけですが、若者から始まっていくというのが、少しどうかと。虐待のところでは、愛着形成ということも出てきていますし、資料9の8ページに、保護者支援プログラムの中に、私たちが実施しています親子の絆づくりプログラムを市町村で実施しているというのは出ていますが、やはり今の子どもの育ちの中で一番大事なのは、愛着形成が非常に希薄ということです。8割以上の子どもたち、ゼロ歳から1歳あたりの子どもたちは、家庭で育てていますし、そこでの親からの愛着形成が非常に弱いために、いろいろな不登校の問題も起こっていますし、親になったときの虐待も起こっているような気がしていますので、もう少しゼロ歳意識のところに入れていただければと思います。

【会長】

ありがとうございました。ぜひ、事務局で検討いただければと思います。少し補足させていただきますと、先ほど心理的虐待が非常に増えているように見えるのですが、これは、近所からの鳴き声通報が、全て心理的虐待にカウントされています。なので、先ほどのお二人の先生のご意見と関連しているお話ではないかと思います。ぜひ、ご検討いただければと思います。

それでは、時間が、進行がまずくて申し訳ございません。ここでちょうど12時になりました。以上で議事は全て終了ということで、事務局にマイクをお返ししたいと思います。

皆さんありがとうございました。

(終了)